

岐阜県家畜伝染病防疫対策本部 第12回本部員会議

日 時：平成30年11月30日（金）

17時00分～

場 所：県庁4階 特別会議室

I 搬出制限等の解除について

II 野生いのしし対策等について

III 「豚コレラ対策検証報告～岐阜市畜産センター公園事案を受けた緊急点検～」について

I 搬出制限等の解除について

A 監視対象農場等への対応について

1 経緯

- 1 1月16日（金） 豚コレラ疑似患畜確定（PCR検査 陽性）
搬出制限区域内8農場への搬出制限の実施
監視対象農場（20農場）の出荷自粛要請
と畜場の受入自粛及び堆肥センター（岐阜市エコプラント椿）の運営自粛要請
発生農場の防疫措置完了
- 17日（土）～19日（月）
監視対象農場（20農場）の清浄性の確認
※監視対象農場で、臨床検査、血液検査、抗体検査
及び遺伝子検査を行い、すべて「陰性」を確認
- 21日（水） 「岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム」及び「岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティ要件」決定
- 23日（金） 監視対象農場からと畜場への搬入開始

2 搬出制限区域の解除

（1）搬出制限区域解除の条件

発生農場を中心とした半径10km以内に設定した「搬出制限区域」については、発生農場の防疫措置完了後17日が経過した後に、搬出制限期間中の検査及び異常の確認をもとに、国との協議を経て、搬出制限の解除が可能。

（2）解除の予定

- ・対象：搬出制限区域内 8農場
- ・解除予定日：12月4日（火）
- ・消毒ポイントの閉鎖

：なお、搬出制限区域の解除に合わせて、発生農場から10km地点の消毒ポイント4箇所を閉鎖。

3 監視対象農場の制限解除

(1) 監視対象農場の制限解除の条件

発生農場との最終接触日から21日経過した日をもって「岐阜県監視対象農場衛生監視プログラム」の適用期間が終了。清浄性の確認検査（臨床検査、血液検査、抗体検査及び遺伝子検査）を実施し、「陰性」であることが確認されれば、国との協議を経て、制限解除が可能。

(2) 解除の予定

- ・対象：監視対象農場 20農場
- ・解除予定日：11月21日（水）以降、農場ごとに順次解除
- ※ 11月30日（金）現在、
解除した農場数：9農場（解除日：11月21日）
2農場（解除日：11月29日）

なお、すべての監視対象農場の衛生監視プログラムの解除に伴い、出荷豚受入れ側のと畜場の「岐阜県食肉市場再開バイオセキュリティ要件」の適用を解除し、通常の衛生管理体制とする。

- ・最終解除予定：12月7日（金）
- ・ただし、「いのしし調査対象区域内」の農場（14農場）は、当分の間、監視体制を継続。（II A 3（1）参照）

4 岐阜市堆肥センター（エコプラント椿）の運営自粛の解除

(1) 解除の条件

構造上外部との交差が遮断されていること、堆肥化の過程で発酵期間等が30℃以上で42日間以上であること、60日間堆積発酵することなどの条件が整い、ウイルスが死滅していると考えられる場合で、国との協議が整えば解除が可能。

(2) 解除の予定等

- ・解除予定日：12月1日（土）（見込み）
- ※事前に、受入口エリアの消毒、出入り車両の消毒などを実施した後に稼働予定

5 農場の防疫体制の再徹底

県内各農場に対しては、これまでも電気柵等の設置支援、防疫資材の配布、防疫体制の確認のための立ち入りなどを行ってきたが、岐阜市畜産センターでの豚コレラの発生を受け、下記のとおり農場の防疫体制を再徹底。

○防疫対策の緊急点検

- ・ 11月22日（木）全農場に対し防疫体制の書面調査を実施
- ・ 11月23日（金）～27日（火）監視対象農場に立入調査を実施

○注意喚起の通知

- ・ 11月16日（金）全農家に向けて、飼養衛生管理基準の遵守及び異常豚の早期発見・早期通報を徹底
- ・ 11月20日（火）国の通知を受け、全農家に向けて飼養区域の徹底、重機の洗浄、専用長靴の設置等を通知
- ・ 11月22日（木）豚コレラ2例目の内外への影響を踏まえ、全農家に向けて飼養衛生管理基準の再徹底を通知

【参考1】 移動・搬出制限区域

- ・移動制限区域（発生農場から半径3 km圏内） 農場なし
- ・搬出制限区域（発生農場から半径10 km圏内） 8農場



①：岐阜市エコプラント椿 ②：岐阜市食肉卸売市場

【参考2】 消毒ポイント



B JAぎふ堆肥センターの運営自粛の解除について

1 経緯

9月 9日 (日)	豚コレラ患畜確定 (PCR検査 陽性 (第1例目)) JAぎふ堆肥センターの運営の自粛
10日 (月)	封じ込め作業開始
11日 (火)	封じ込め作業完了、堆肥の温度測定開始 (9箇所)
10月 2日 (火)	堆肥の温度測定増設 (32箇所)

2 JAぎふ堆肥センターの運営自粛の解除

(1) JAぎふ堆肥センターの運営自粛解除の条件

当該堆肥が30℃以上の温度が維持された状態で60日間 (11月9日まで) 以上経過し、確認検査の結果、「陰性」であることが確認されれば、国との協議を経て稼働が可能。

(2) ウイルスの確認検査の実施

以下のとおり、ウイルス確認検査及び国との協議を実施

- ・検査日 : 11月16日 (金) ~ 12月1日 (土)
- ・国との協議 : 結果判明後、速やかに実施。

(3) 解除の予定等

- ・解除予定日 : 12月2日 (日) (見込み)

※施設の稼働は、国、県の立会による岐阜市の立入検査 (堆肥原料への豚死体混入の検証) の実施、及びJAぎふの体制整備が整ってからとなる予定。

II 野生いのしし対策等について

A 野生いのしし対策について

1 豚コレラ感染が判明した野生いのししの状況

(1) 県全体の状況（11月29日現在）

死亡または捕獲 464頭（捕獲：410頭、死亡：54頭）

うち陽性 60頭（捕獲：34頭、死亡：26頭）

(2) エリア別の状況

岐阜市椿洞地域 40頭 うち陽性 27頭

岐阜市大洞地域 37頭 うち陽性 31頭

可児市地域 2頭 うち陽性 1頭

八百津地域 8頭 うち陽性 1頭

外縁部 316頭 うち陽性 0頭

（※表1 地図1 参照）

2 野生いのしし調査対象区域の見直し

11月29日に八百津町和知地区で豚コレラ感染が判明した野生いのしし1頭が発見されたことを受け、野生いのしし調査対象区域を次のとおり追加。

野生いのしし調査対象区域

- ①岐阜市椿洞地区（隣接する山県市の地区を含む）の陽性個体の発見箇所の重心を中心とした半径10kmの円の範囲内
- ②岐阜市大洞地区（隣接する各務原市、関市及び坂祝町の地区を含む）の陽性個体の発見箇所の重心を中心とした半径10kmの円の範囲内
- ③可児市西帷子地区の陽性個体の発見箇所を中心とした半径10kmの円の範囲内
- ④八百津町和知地区の陽性個体発見箇所を中心とした半径10kmの円の範囲内 **【追加】**

※区域変更後においても、今後の陽性個体の発見状況に応じ、必要な措置を行う。

（※地図2 参照）

上記の対象となる市町村は次のとおり

岐阜市、多治見市、関市、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、瑞穂市、岐南町、笠松町、揖斐川町、大野町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、御嵩町に跨る区域（20市町 → 23市町）

【アンダーラインの市町を追加】

3 今後の拡大防止対策

(1) いのしし調査対象区域内の監視体制の継続

対象農場：14農場

監視内容：①農家からの詳細な状況報告（1日2回）

②緊急報告（異常発見時は、直ちに報告）

③ウイルス進入防止対策の現地確認検査を実施（週1回）

監視期間：豚コレラに感染したいのししの最終発見、消毒完了後少なくとも28日間

(2) 野生いのししの調査捕獲

新たな4つの円による調査対象区域において、野生いのししの感染状況を把握するとともに、個体数を減らすため、調査捕獲を継続。

特に、新たに陽性個体が発見された八百津町周辺については、拡大防止に向け重点的な捕獲を実施。

実施主体：県、県猟友会

実施期間：平成30年12月1日～12月31日（当面の予定）

調査地域：①岐阜市椿洞地域（隣接する山県市の一部地域を含む）

②岐阜市大洞地域（隣接する各務原市、関市及び坂祝町の一部地域を含む）

③可児市地域（可児市西帷子で陽性個体が発見された箇所から半径10kmの範囲）

④八百津町地域（八百津町和知で陽性個体が発見された箇所から半径10kmの範囲）

(3) 拡散防止のための防護柵等の設置

八百津町和知地区で感染いのししが発見されたことに伴い、感染個体が外部に拡散しないよう、防護柵の設置、刈り払いを実施（11/28～ 現地調査）。

<想定箇所>

- ・国道418号沿い
- ・県道358号線沿い
- ・県道402号線沿い
- ・木曾川、飛騨川河川敷

B 狩猟の禁止区域等について

1 狩猟の禁止区域の見直し

八百津町で豚コレラに感染した野生いのししが発見されたことに伴い、感染した野生いのししの周辺への拡散を防止するため、次のとおり当該区域を含む区域を新たに12月7日から禁止区域として設定。

「野生いのしし調査対象区域（新）」を含む次の市町村の区域

岐阜市（旧岐阜市、旧柳津町の一部）、多治見市（旧多治見市、旧笠原町の一部）、関市（旧武芸川町、旧関市、旧洞戸村、旧武儀町の全域、旧上之保村の一部）、美濃市、瑞浪市の一部、美濃加茂市、土岐市の一部、各務原市（旧各務原市の全域、旧川島町の一部）、可児市、山県市（旧伊自良村、旧高富町の全域、旧美山町の一部）、瑞穂市（旧巢南町、旧穂積町の一部）、本巣市（旧糸貫町の全域、旧本巣町、旧真正町、旧根尾村の一部）、岐南町の一部、笠松町の一部、揖斐川町（旧谷汲村、旧揖斐川町の一部）、大野町の一部、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、御嵩町

（20市町 → 23市町）

【アンダーラインの市町を追加】

（※地図3 参照）

2 野生いのししのジビエ利用自粛区域の見直し

野生いのししの禁猟区域を追加したことに伴い、12月7日からは、野生いのししのジビエ利用自粛区域を次のとおり変更。

「野生いのしし調査対象区域（新）」を含む次の市町村の区域

岐阜市（旧岐阜市、旧柳津町の一部）、多治見市（旧多治見市、旧笠原町の一部）、関市（旧武芸川町、旧関市、旧洞戸村、旧武儀町の全域、旧上之保村の一部）、美濃市、瑞浪市の一部、美濃加茂市、土岐市の一部、各務原市（旧各務原市の全域、旧川島町の一部）、可児市、山県市（旧伊自良村、旧高富町の全域、旧美山町の一部）、瑞穂市（旧巢南町、旧穂積町の一部）、本巣市（旧糸貫町の全域、旧本巣町、旧真正町、旧根尾村の一部）、岐南町の一部、笠松町の一部、揖斐川町（旧谷汲村、旧揖斐川町の一部）、大野町の一部、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、御嵩町

（20市町 → 23市町）

【アンダーラインの市町を追加】

表 1

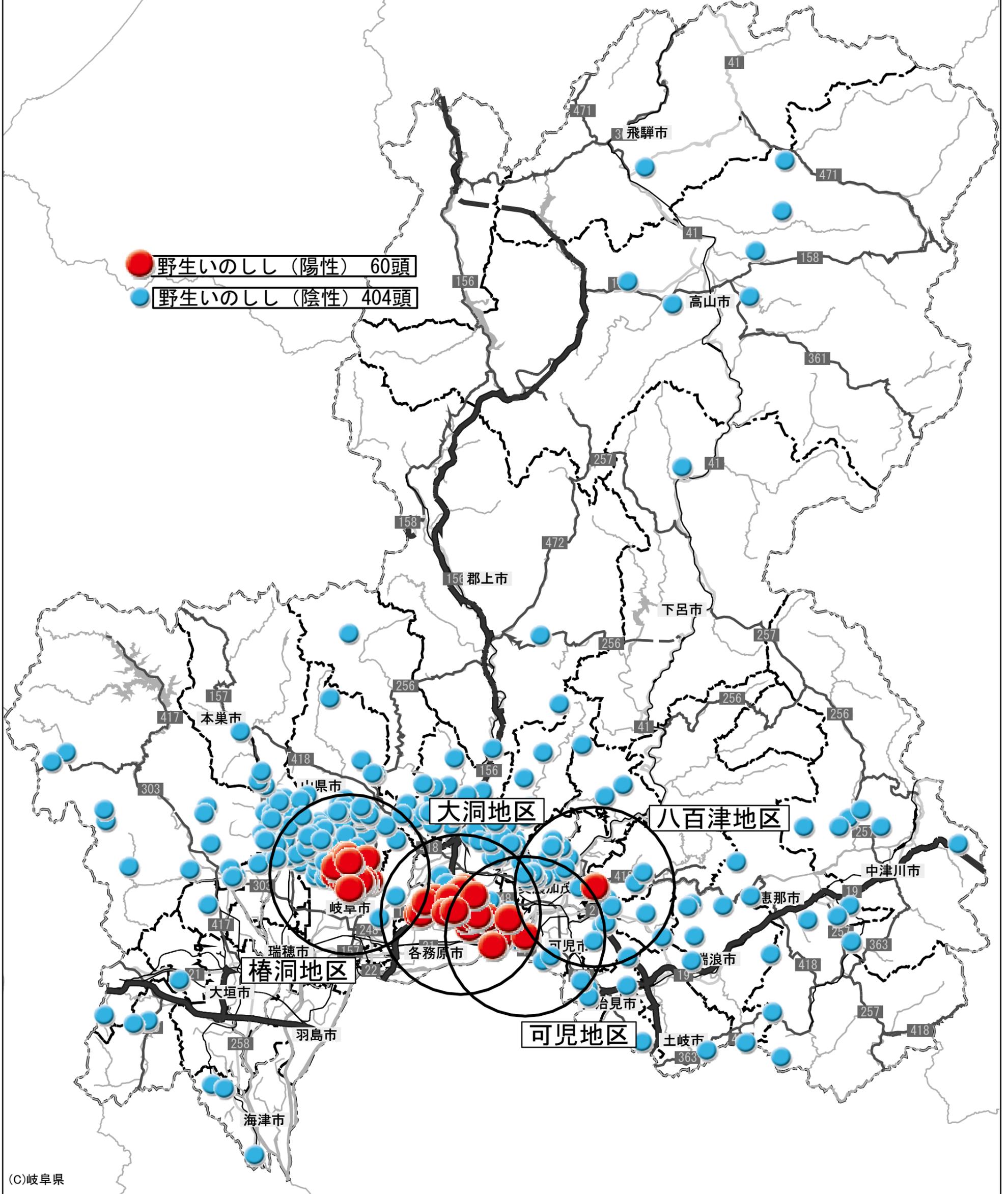
野生イノシシの捕獲状況 (11/29現在)

* 調査捕獲期間： ①9/25～11/29
②9/27～11/29

			捕獲イノシシ						死亡イノシシ		合計	
			調査捕獲		有害捕獲		小計		陽性	陰性	陽性	陰性
			陽性	陰性	陽性	陰性	陽性	陰性				
1. 調査対象区域			22	232	12	101	34	333	26	10	60	343
①感染イノシシが集中している地域	樺洞地域	岐阜市樺洞地域	10	2	1	0	11	2	15	1	26	3
		岐阜市樺洞周辺地域 (山県市の一部)	1	10	0	0	1	10	0	0	1	10
	大洞地域	岐阜市大洞地域	2	0	0	0	2	0	2	0	4	0
		岐阜市大洞周辺地域 (各務原市の一部)	3	0	9	0	12	0	5	0	17	0
		岐阜市大洞周辺地域 (関市の一部)	6	3	0	0	6	3	3	0	9	3
		岐阜市大洞周辺地域 (坂祝町の一部)	0	0	1	3	1	3	0	0	1	3
	可児地域	可児市帷子地域	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1
	八百津地域	八百津町和知地域 (美濃加茂市の一部含む)	0	4	0	2	0	6	1	1	1	7
計		22	19	12	6	34	25	26	2	60	27	
②上記地域の周辺部	23市町 (岐阜市、多治見市、関市、美濃市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、瑞穂市、岐南町、笠松町、揖斐川町、大野町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、八百津町、御嵩町、土岐市、瑞浪市、七宗町)		0	213	0	95	0	308	0	8	0	316
2. 調査対象区域外			対象外		0	43	0	43	0	18	0	61
合計			22	232	12	144	34	376	26	28	60	404
総計											464	

野生いのししの豚コレラ感染状況
(死亡または捕獲したいのしし 11月29日現在 : 464頭)

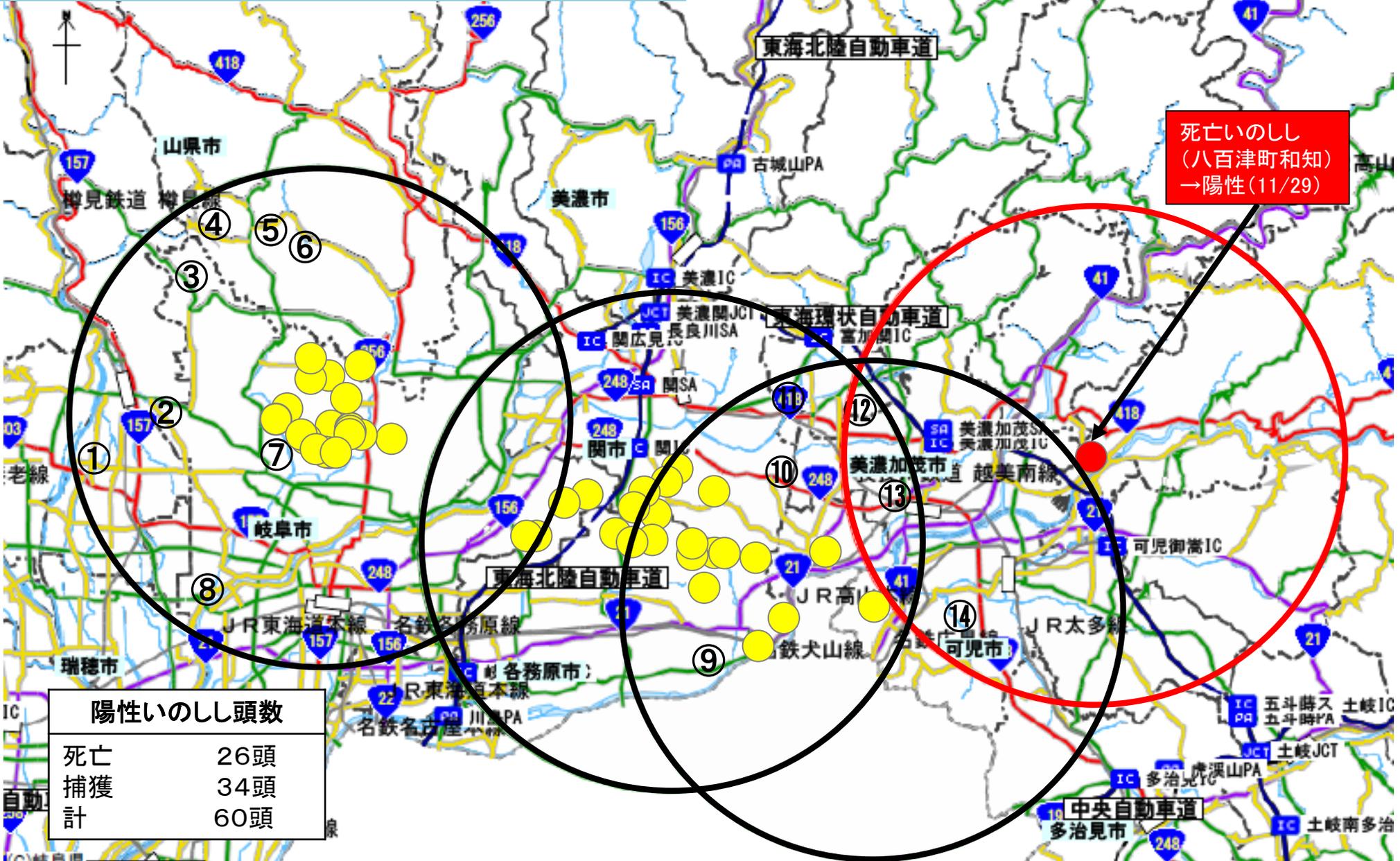
地図 1



野生いのししの調査対象区域 及び区域内の豚の飼養農場

調査対象区域:各地区重心または陽性個体発生
地点から半径10km圏内
調査対象区域に含まれる豚の飼養農場:①~⑭

地図2



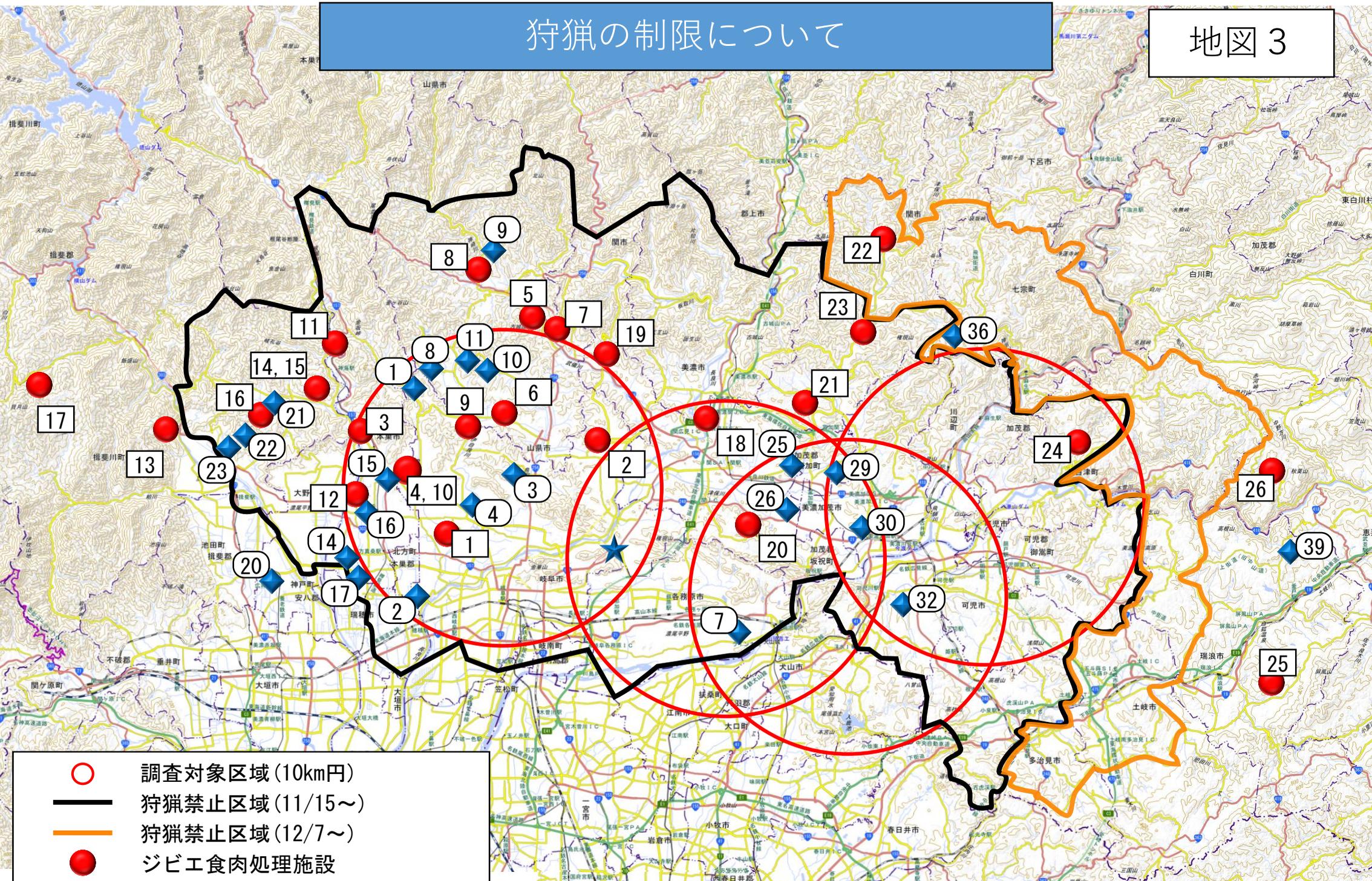
死亡いのしし
(八百津町和知)
→陽性(11/29)

陽性いのしし頭数	
死亡	26頭
捕獲	34頭
計	60頭

(C)岐阜県、補高連道路

狩猟の制限について

地図 3



- 調査対象区域 (10km円)
- 狩猟禁止区域 (11/15~)
- 狩猟禁止区域 (12/7~)
- ジビエ食肉処理施設
- ◆ 養豚場

平成30年岐阜県豚コレラ対策検証報告

その2

～2例目（岐阜市畜産センター公園）事案を受けた緊急点検～

平成30年11月30日

岐阜県豚コレラ検証作業チーム

本検証について

国内で26年ぶりに岐阜市内で確認された豚コレラ^{とん}について、9月9日に豚コレラ患畜確定した後、各農場において防疫体制の徹底のほか、野生いのししからの感染防止対策などが実施されてきたが、11月16日に2例目となる豚への感染が同じ岐阜市内、岐阜市畜産センター公園（以下、畜産センターとする）で確認（疑似患畜が確定）された。

11月30日時点で1例目と同様、2例目の感染ルートも解明されていないが、これまでの各農場の防疫措置が適切だったのか、県の指導・確認状況は適切であったか、さらに今回豚コレラが確認された農場である畜産センターにおける防疫措置は適切であったのか、を緊急に調査した。

その結果、畜産センター及び他の農場における課題及び県の今後の取り組みについて改善及び強化する点を緊急に提案する。

【検証項目】

- (1) 県の防疫に関する指導及び各農場における防疫措置
- (2) 岐阜市畜産センター公園における防疫措置

1 県の防疫に関する指導及び各農場における防疫措置

事実関係

- ・ 9月9日以降、各農場は家伝法第12条の3に基づき、各自飼養衛生管理基準に基づいた防疫体制を整備、徹底し、県家畜保健衛生所においては家伝法第12条の5に基づき、各農場に対し、防疫対策の徹底について基本的な部分を含め多岐にわたる指導、助言がなされていた。

(参考) 家畜伝染病予防法第12条の3

「家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養にかかる衛生管理を行わなければならない」

(参考) 家畜伝染病予防法第12条の5

「都道府県知事は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理が適正に行われることを確保するために必要があるときは、当該家畜の所有者に対し、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより当該家畜の飼養にかかる衛生管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる」

(県の各家保から各農場への指導概要)

- ・ 9月9日 各農場に対し防疫措置の徹底について通知文書を発出。
- ・ 9月12日 各農場からの報告徴求開始（飼養豚の状況について、1日2回の報告を命じ、必要に応じ検査を実施すること）
- ・ 9月15日 岐阜市内で豚コレラ感染いのししが発見されたことを受け、各農場に保管されている飼料や排泄物、外部からの侵入防止措置について調査
- ・ 9月27日 第6回県家畜伝染病防疫対策本部本部員会議
→養豚場への侵入防止策を強化

- ・ 畜舎の周囲に設置する「電気柵」を県から貸与（9/20から設置開始）
- ・ 農場で使用する防疫資材（消石灰、防護服、長靴等）を配布（9/26から配布開始）

- ・ 10月10日 第7回県家畜伝染病防疫対策本部本部員会議
→農場における防疫体制を強化

<p>(1) 侵入防止対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養豚場へのワイヤーメッシュ柵の設置 従来 of 電気柵より強固なワイヤーメッシュ柵を畜舎の周囲に設置 (補助率 2分の1。10/10 制度運用開始) <p>(2) 監視体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農場の防疫体制の点検強化に向けた立ち入り検査の実施 いのししの調査対象農場の防疫体制を強化するため豚コレラウイルス侵入防止対策の現地確認検査を新たに週1回実施。 <p>◇確認検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農場出入口の消毒設備設置状況 ・ 畜舎専用の防護服、長靴の使用実態 ・ 電気柵の設置など野生動物侵入防止対策の状況 等

- ・ 10月10日以降 週1回のウイルス侵入防止対策の現地確認として、飼養衛生管理基準項目をチェック表を活用し点検していた。

<p>対象農場：18農場 (11月15日までの最大) 立入回数計73回 (1農場あたり平均4回程度)</p>

(各県家畜保健衛生所から各農場への指導内容)

- ・ 現地確認検査ではチェック表による点検の結果、必要な個別指導を実施。主な指導状況は以下のとおり。※畜産センターへの指導除く

農場別	指導内容	指導日時
A農場	消毒薬の使用方法 (消毒用エタノールの使用方法を指導)	11月 7日
B農場	消毒薬の使用方法 (踏み込み消毒薬の変更を指示)	11月12日
C農場	野生動物等からの病原体の侵入防止方法 (防鳥ネットの設置を指示)	10月18日 10月24日 10月29日 11月 6日 11月12日
	野生動物等からの病原体の侵入防止方法 (電気柵が草に接触し無効になる恐れがあるため草刈を指示)	10月24日

	消石灰の散布方法 (雨降りの後にも散布するよう指示)	11月12日
D農場	野生動物等からの病原体の侵入防止方法 畜舎の構造上、全体を電気柵等で囲うことが困難 なため、部分的な柵の設置、消石灰の散布などによる防止策を指導	10月17日 10月24日 10月30日 11月8日 11月14日

※その他、岐阜市内で豚コレラ感染いのししが発見された9月15日以降、複数の農場において下記について指導・助言がなされた。

(県中央家保、中濃家保からの聞き取り)

- ・農場外周への電気柵の設置
- ・電気柵に加え、ワイヤーメッシュの設置
- ・堆肥をブルーシートで被覆
- ・踏み込み消毒薬の定期的な交換
- ・畜舎周囲への消石灰の定期的な散布
- ・(電気柵工事関係者など) 外来者への消毒の徹底 等

課題等

(農場の対応)

- ・ これまでの畜産センターを除く各農場の防疫措置に対する指導内容を見ると、「野生動物等からの病原体の侵入防止方法」「消毒方法」に関する内容に集中しているものの、監視対象の全農場数(18農場)から見ると一部の農場に集中し、かつ明らかにチェック要件を満たしていないものは無い。従って各農場は防疫措置上の重要な瑕疵はないものと思われる。

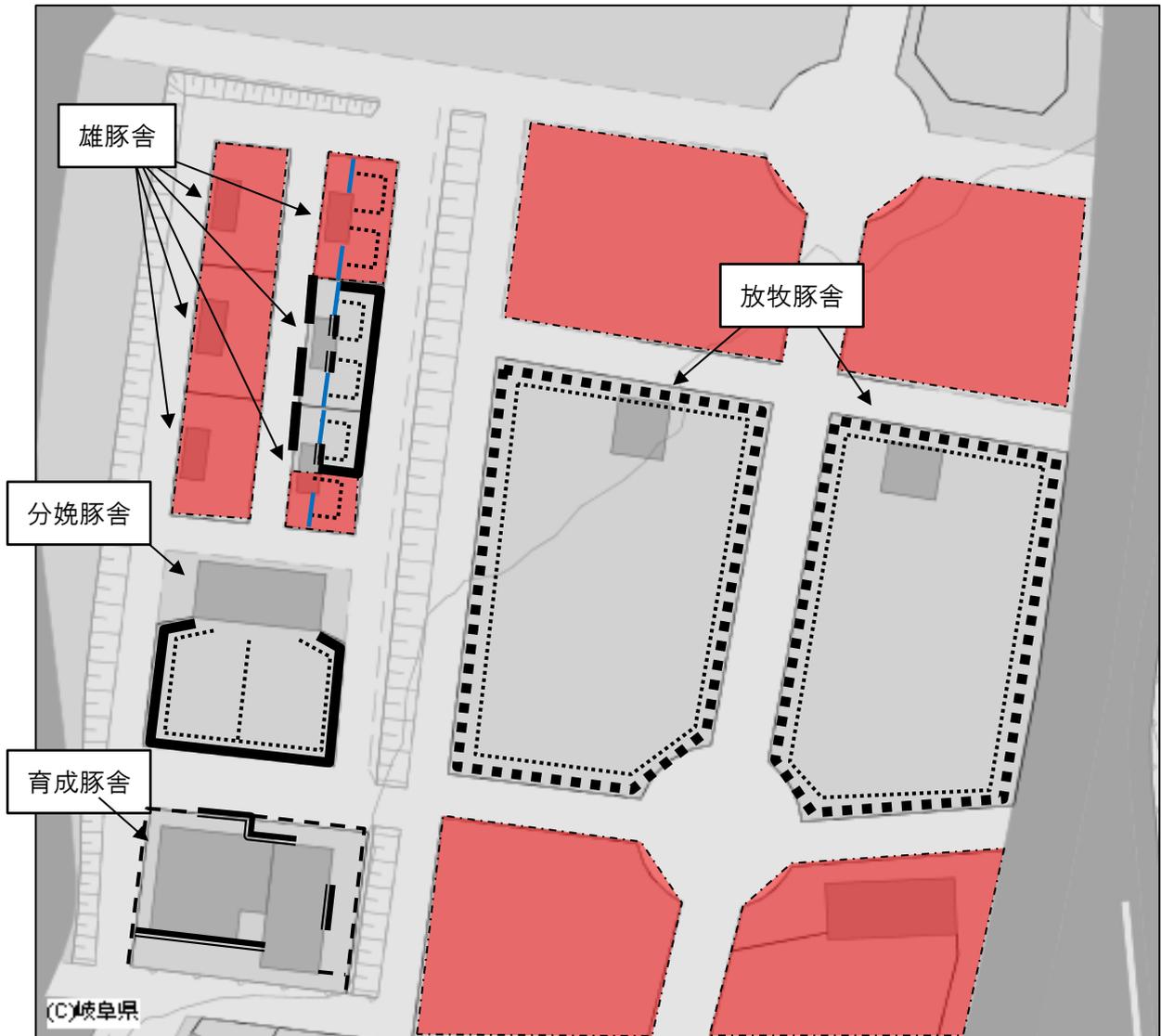
(県の対応)

- ・ 県による各農場への立入の際には、侵入防止対策の強化や消毒などの徹底について助言も行われていたが、チェック表があるのみで、詳細な記録は少なかった。全農場に共通する課題を抽出するためにも、飼養衛生管理基準の遵守状況についてチェック表のみではなく、詳細な記録を残すよう努めるべきである。(この点は11月5日に公表した検証においても指摘)
- ・ また、外部からのウイルス侵入防止という観点で、豚と野生いのししとの接触を防止する措置についてのチェック項目がないことから、新たにチェック項目を追加するなど、記録として明確に残す必要がある。

2 岐阜市畜産センター公園における防疫措置

事実関係

岐阜市畜産センター公園 豚舎配置図



■■■■■	電気柵 (H=60cm)	【新設】
.....	電気柵 (H=40cm)	【既設】
————	ワイヤーメッシュ	【新設】
- - - -	金網フェンス	【既設】
====	コンパネ	【新設】
■	使用されていない施設	

対応の推移 ■：指導に関する項目

日付	県中央家保の対応	岐阜市畜産センター公園の対応
9/ 9(日)	★岐阜市内の農場で<県内 1 例目>豚コレラ事案発生（患畜確定）	・豚エリアの一般公開を中止
9/10(月)	【立入調査】（※疫学関連農場への一斉立ち入り） →豚コレラを疑うような異常なし	
9/12(水)	・報告徴求開始（2回/日）	◇この時点で飼養 28 頭
9/14(金)	★岐阜市内で発見された死亡野生いのししで豚コレラ陽性を確認（県内 1 頭目、発見は 9/13）	
9/15(土)	【立入調査】（国疫学調査チームの同行）	
9/16(日)	【電話連絡】 ■夜間の放牧を中止するよう指導 ■豚舎毎に長靴を用意するよう指導	
9/17(月)	【立入調査】（衛生監視プログラムによる立入） ・臨床検査、検温等を実施 →豚コレラを疑うような異常なし ・電気柵設置場所を確認 ■豚舎周囲への電気柵設置を指導	
9/19(水)	★畜産センター敷地内で発見された死亡野生いのししで豚コレラ陽性を確認（県内 5 頭目、同センター内 1 頭目、発見は 9/18）	・育成豚舎、分娩豚舎の夜間の放牧を中止
9/20(木)	・畜産センターへ電気柵を貸与	・放牧豚舎へ県貸与の電気柵を設置
9/21(金)	【電話連絡】 ■電気柵が有効でない豚舎は、ワイヤーメッシュで塞ぐよう指導	・分娩豚舎等へ夜光ひもを設置（ワイヤーメッシュの納入までの臨時措置）
9/22(土)	・畜産センターへ家保の検査用資材（長靴、防護服等）を送付 【電話連絡】 ■育成豚舎の既存フェンスの隙間へのコンパネ（ベニヤ板）設置を指導	
9/23(日)	★畜産センター敷地内で発見された死亡野生いのししで豚コレラ陽性を確認（県内 6 頭目、同センター内 2 頭目、発見は 9/21）	

	<p>【市畜産課、公園整備課、指定管理者宛て文書発出】（手交）</p> <p>■畜舎内外の消毒、いのしし侵入防止策（防護柵、電気柵等）を指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・育成豚舎及び雄豚舎へコンパネ（ベニヤ板）を設置 ・全豚舎の夜間の放牧を中止
9/25(火)の週		<ul style="list-style-type: none"> ・市畜産課から畜産センターに対し、早期出荷を助言
9/26(水)	<p>【立入調査】（衛生監視プログラムによる立入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床検査、検温等を実施 →豚コレラを疑うような異常なし ・採血、PCR検査実施（21頭） →陰性判定 ・コンパネ（ベニヤ板）設置を確認 ・飼養衛生管理状況を確認 ・豚舎毎の長靴設置を確認 <p>■豚舎毎に衣服交換を行うよう指導（農場に配置してある家保の防護服の使用でも可）</p> <p>■出入口の消石灰散布幅の増を指導（1m幅程度しか散布されていなかったため）</p> <p>■畜産センターと市公園整備課と連携を密にし、迅速な対応が可能な体制とするよう依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防疫資材（消石灰 20kg×42袋）を配布（直送） 	<p>（参考）中央家保からの通知文書の内容</p> <p>「豚コレラへの防疫対策の徹底について岐阜市内の養豚場での豚コレラの発生、近隣市街地および山中での豚コレラウイルス保有いのししの摘発に伴い、豚飼養施設での豚コレラ感染の危険性が非常に高くなっています。つきましては、畜舎内外の消毒、いのししの侵入防止対策（物理的障壁、防護柵、電気柵の設置）等、家畜伝染病予防法第12条の3飼養衛生管理基準に基づいた、考える最善の対策を緊急に講じていただき、岐阜市畜産センター公園への豚コレラウイルスの侵入阻止に全力を尽くしてください。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長靴は各豚舎に1足ずつ設置（9/25）、大人数での作業時や獣医師入場時は、各自の長靴を踏込消毒し、入舎していた。
9/27(木)	<p>【訪問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防疫資材（防護服 22着、長靴 11足、踏込消毒槽 22個、ブルーシート 2枚）を配布（直送） ・防疫資材（動力（消毒液）噴霧器）を貸与（持参） <p>■動力噴霧器を活用した消毒実施を指導</p>	
9/28(金)		<ul style="list-style-type: none"> ・雄豚舎及び分娩豚舎へワイヤーメッシュを設置
10/1(月)	<p>【立入調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豚舎周囲の確認 ・放牧豚舎への電気柵設置を確認 	

	<ul style="list-style-type: none"> 電気柵が設置できない豚舎へのワイヤーメッシュ、コンパネ設置を確認 ■通路部の消石灰散布量の増を指導	
10/ 3(水)	【立入調査】 (監視対象農場への立入) <ul style="list-style-type: none"> 臨床検査、検温等を実施 →豚コレラを疑うような異常なし ■消石灰散布範囲拡大を指導	
10/ 5(金)	【市畜産課が県畜産課を別件で訪問】 ■県畜産課から市畜産課に対し、豚の早期出荷をアドバイス (感染リスクが高い中、なぜ早急に飼養豚をゼロにしないのか)	
10/ 7(日)		◇出産12頭 (死産等2頭除く) →飼養40頭
10/ 8(月)	【立入調査】 (報告徴求に基づく立入) <ul style="list-style-type: none"> 血液検査、解剖検査、PCR検査実施 (3頭) →陰性判定 	(報告徴求：豚コレラの可能性を否定できないような状況なし 備考：食欲なし1頭 ※前日も同様の報告)
10/ 9(火)	【立入調査】 (監視対象農場への立入) <ul style="list-style-type: none"> 臨床検査、検温等を実施 前日検査した豚の状況確認 →豚コレラを疑うような異常なし ■日中の放牧中止を指導 ■豚舎周囲への消石灰散布量の増を指導 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 成体については、11/12が最終出荷予定 (10/5に親豚に皮膚病の薬を注射、注射後35日間は出荷不可であるため) 哺乳豚について、市のと畜場は、成体 (概ね80kg程度以上)のみ受入可であり、哺乳豚の受け入れ不可。また、一度に大量の受け入れ不可 県外の哺乳豚取り扱いと畜場は他県からの受け入れ不可 (静岡県、茨城県に確認) 生体市場 (岐阜市六条) や養豚農家への販売も検討したが受け入れ先見つからず </div>	<ul style="list-style-type: none"> 市公園整備課より放牧中止を指示 昼夜完全に放牧を中止 (ただし、以後も豚舎内清掃時のみ、屋外へ出していた) ◇出産11頭 (死産等3頭除く) →飼養51頭 <ul style="list-style-type: none"> 市公園整備課より豚の順次出荷を指示 (早期に全ての豚を出荷することを目的)
10/10(水)		◇圧死1頭 (子豚) →飼養50頭
10/11(木)	■県畜産課が市畜産課に対し、豚の出荷予定について確認 →哺乳豚及び母豚を除き、10/25までに出荷予定	◇衰弱死1頭 (子豚) →飼養49頭 (報告徴求：豚コレラの可能性を否定できないような状況なし) ◇出荷6頭→飼養43頭
10/15(月)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 出荷6頭のうち1頭は病畜として出荷されたが、と畜場にて生体検査前に死亡 </div>	◇出荷4頭→飼養39頭

10/16(火)		◇出荷 4 頭→飼養 35 頭
10/17(水)	<p>【立入調査】（監視対象農場への立入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理状況の確認 ・豚エリアの封鎖状況確認 ・飼養豚の出荷計画を聴取 <p>■消石灰の定期散布、立入時チェックリストの保存を指導</p> <p>■飼育豚の出荷計画を確認</p> <p>→哺乳豚は出荷時期未定</p>	
10/18(木)	<p>【報告徴求詳細】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10/19 体温 40.3℃、肺炎と診断し、加療（抗生物質投与）、同居豚の異常なし ・10/20 体温 38.0℃ ・10/21 体温 41.0℃、食欲なし、流産後衰弱死、同居豚の発熱なし 	・市公園整備課より哺乳豚についても順次出荷を指示
10/21(日)		◇衰弱死 1 頭（繁殖雌）→飼養 34 頭 （報告徴求：豚コレラの可能性を否定できないような状況なし）
10/23(火)		◇出荷 6 頭→飼養 28 頭
10/24(水)	<p>【立入調査】（監視対象農場への立入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理状況の確認 <p>■飼養豚の出荷計画を確認</p> <p>→肥育雄は 11/12 出荷予定</p> <p>■哺乳豚 21 頭の行き先検討を相談</p>	
10/31(水)	<p>【立入調査】（監視対象農場への立入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理状況の確認 <p>■飼養豚の出荷計画を確認</p> <p>→哺乳豚離乳後、母豚 2 頭出荷予定</p>	
11/ 5(月)	<p>【立入調査】（監視対象農場への立入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理状況の確認 	
11/ 6(火)	<p>【家保が畜産センターに聞き取り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体温 39.3℃、同居豚体温 39.1℃、41.1℃、37.6℃、39.7℃ 	◇出荷 2 頭→飼養 26 頭
11/10(土)		◇衰弱死 1 頭（繁殖雄）→飼養 25 頭 （報告徴求：豚コレラの可能性を否定できないような状況なし）
11/12(月)		◇出荷 2 頭→飼養 23 頭
11/13(火)	<p>【畜産センター飼養担当者の所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耳に若干の紫斑あり、体温 40℃程度、元気及び食欲問題なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養担当者が飼養豚 1 頭の状況を確認 <p>→担当獣医師が不在のため、翌日に連絡</p> <p>（報告徴求：豚コレラの可能性を否定できないような状況なし）</p>

11/14(水)	<p>【家保が市獣医師に聞き取り】 10:20 体温 40.3℃、活力低下、耳に紫斑あり、同居豚に異常なし</p> <p>【市獣医師の所見】 13:00 体温 41.0℃、食欲悪い、両耳介、臀部にチアノーゼあり、肺雑音なし</p> <p>【市獣医師から家保に連絡】 14:00 体温 41.0℃、活力あり、食欲そこそこ、同居豚体温 39.5℃、活力及び食いあまりよくない→家保より治療継続を指示異常なし</p> <p>【報告徴求詳細】 16:00 報告詳細：体温 41.0℃、活力低下、同居豚に異常なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 13:00 担当獣医師が飼養豚 1 頭の状況を確認 ・ 14:00 担当獣医師が家保に加療の是非を相談 <p>→家保から加療してもよいのと回答を受け、治療（抗生物質注射） (報告徴求：豚コレラの可能性を否定できないような状況なし)</p>
11/15(木)	<p>【市獣医師の所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食欲不振、喉や上腕部にもチアノーゼあり、寝ているときに痙攣あり、一方尻尾を振るなど活力あり <p>【立入調査 16:15】（通報に基づく立入）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 血液検査、解剖検査、PCR 検査実施（2 頭） <p>→陽性判定（11/16 の 1:00）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼頃担当獣医師が昨日の加療豚を確認 ・ 14:40 市獣医師が家保に血液検査を依頼
11/16(金)	<p>★センターで＜県内 2 例目＞豚コレラ事案発生（疑似患畜確定）</p> <p>06:20 殺処分完了（全 21 頭）</p> <p>15:00 農場における防疫措置完了</p>	
	<p>【立入調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国疫学調査チームへ同行 	

（畜産センターの運営及び飼養管理形態）

- ・ 当該農場は、通常の農場と異なり、観光施設（公園）の側面があり、不特定多数の人が出入りする施設である。
 - ・ 豚の所有者は、当該農場の施設所管部局である都市建設部（公園整備課）であるが、農場の運営管理及び豚の飼養管理は指定管理者制度で民間業者に委託されている。なお、市の畜産行政を所管する農林部畜産課は、畜産センター敷地内にあり、市内各農場における防疫に関する指導を担うとともに診療獣医師として関与している。
- ※平成 24 年度以前は畜産担当部局（農林部）所管の公園であった。

（防疫対策の実態）

- ・ 一般公開の中止や、防護柵の設置による野生いのししとの直接的な接触防止など、一定の対策は実施されていた。

- ・ しかし、畜舎ごとの専用の靴及び衣服の設置及び使用が徹底されておらず、また、使用重機の洗浄・消毒を実施しないことがあるなど、人及び重機等によるウイルスの侵入対策は不十分であった。
- ・ 県中央家保は、9月9日（日）以降、畜産センターに対し、防疫対策の徹底について基本的な部分を含め多岐にわたる指導、助言しており、同センターに対しては、県内農場で唯一個別に文書も発出していた。
- ・ 11月16日の豚コレラ疑似患畜確定以後については、関係機関、市、県が連携して対処し、防疫措置は同日中に完了しており、迅速かつ的確な対応であった。

（県中央家保の認識：聞き取り調査による）

- ・ 「農場に対し、防疫措置を指示、アドバイスを継続していたが、農場の対応はスピード感に欠け、畜産課、畜産センター管理業者、公園整備課の中で防疫に関する責任所在があいまいな印象を受ける。」

課題等

- ・ 岐阜市及び指定管理者ともに、農場の主体者として家伝法12条の3に基づく「家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養にかかる衛生管理を行わなければならない」という意識が低かった。
- ・ 岐阜市は豚コレラに関する対応マニュアルがなく、その結果、畜産センターの運営管理に関する3者（都市建設部、農林部、指定管理者）の役割が不明確であった。
- ・ これらの結果、飼養衛生管理基準が適切に遵守されておらず、国の拡大豚コレラ疫学調査チームによる指摘も受けている。

（参考：国の疫学調査チームによる指摘）

（11月20日 第2回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会の場で公表）

- （ア） 飼料置き場や堆肥置き場が豚舎間で共有されており、飼養管理者等が豚舎間を移動するが、それぞれの豚舎周辺だけが衛生管理区域に設定されていたこと
- （イ） 公園エリアと畜産エリアで共通の重機が使用されており、畜産エリア（本来の衛生管理区域）で使用する際に、洗浄・消毒が行われていない事例もあったこと
- （ウ） 飼養管理者等が豚舎に入る際に専用の衣服としておらず、また、豚舎ごとに踏込消毒槽及び専用の長靴が設置されていたとのことだが、他の長靴を消毒のみで豚舎で使用していた場合があること

- ・ 一方、県中央家保は、この間度々の立入検査等を実施してきているが、結果として、同農場で豚コレラ感染事案が発生したことを鑑みると、10月21日の豚の衰弱死1頭、11月10日の衰弱死1頭、11月14日の加療の相談時において、立入検査などによる確認をしておく必要があったのではないかと考えられる。

3 県の今後の取り組み

事実関係

- これまで、防疫対策について、資材の配布や農場への立入り指導などを実施してきたが、一方で指導内容及びその後の改善状況確認について、指導の徹底を欠いたところがある。

対策：県の取り組みの改善点及び強化する点

- 各農場に対し、改めて「発生の予防」及び「早期発見、早期通報」を徹底するため、感染のリスク及び発生時の影響を明確に説明した上で、飼養衛生管理基準の遵守徹底を指導、助言する。
特に、人及び重機などによるウイルスの持ち込みを防止するため、専用衣服及び靴の使用、機器の洗浄・消毒を徹底する。
- 指導、助言の内容については、文書で記録することとし、口頭等による場合でも、その後の対応を含め、詳細かつ具体的に記録し、保管するよう徹底する。また、必要に応じて文書により指導することとし、その場合は対処すべき措置を個別具体的に明示する。
- 県による農場の現地確認時においても、飼養衛生管理基準の遵守状況について、チェックリストで確認するとともに指導内容等の記録を徹底する。
現地確認内容としては、チェックリストに豚と野生いのししとの接触を防止する措置についての項目を追加するほか、今回、重機の使用状況の確認が不十分であったことから、他の農場についても重機の使用状況及び洗浄・消毒状況について適切かどうか点検を行う。
- 県としても、改めて「早期発見」及び「迅速かつ的確な初動対応」を徹底するため、農場等との連携を緊密にし、また、現場の状況を国とも共有し、わずかな兆候も見逃さず、速やかに立入検査を実施するよう職員に周知徹底する。
- 今回事案について、現時点で侵入ルートが明らかになっていないが、野生いのししの直接接触について、一定の対策がなされていたことを踏まえると、人、重機、小動物などによるウイルスの持ち込みなども考えられる。
人、重機については、上述のとおり飼養衛生管理基準に基づく対応の徹底を指導することとし、そのほか、周辺で野生いのししの豚コレラへの感染が頻繁に確認されるなど、農場への感染リスクが高まっている場合及び感染した場合の影響が大きい場合には、防鳥ネット設置などの小動物対策も実施するよう指導する。また、特に畜産センターのような観光農場などについては、飼養頭数を必要最小限とする措置を検討するよう、必要に応じてアドバイスを行う。